

2014 年 4 月 14 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 317 号 ）

財政部、 自由貿易試験区における 会計士事務所の分所設立を支持

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

財政部は、2014 年 4 月 4 日付で『会計士事務所による中国（上海）自由貿易試験区での分所設立ならびに試行業務展開の支持に関する通達』（财会[2014]20 号、以下『20 号通達』という）を公布しました。会計士事務所による拠点設立を 1 都市 1 カ所とする業界管理の慣例を打ち破り、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）での分所設立を支持することを明らかにしています。

□ 「5 つの統一」管理を要求

『20 号通達』によれば、上海に本部・分所を置くパートナーシップ制の会計士事務所（特殊普通パートナーシップ制に転換して 1 年以上経過している元の中外合作会計士事務所¹を含む）は、上海自由貿易区内に分所を設立することができます（第 1 条）。ただし、上海に拠点を置いていない会計士事務所が上海自由貿易区での分所設立を申請した場合、上海市内で別の分所を設立できなくなります。

上海自由貿易区での分所設立は、上海市財政局に申請を提出しなければならず（第 4 条）、省級行政区域を跨ぐ分所設立として審査・批准手続きが行われます（第 2 条）。このため、設立条件として『会計士事務所審査・批准および監督暫定弁法』（財政部令第 24 号）第 23 条・第 24 条、『会計士事務所分所管理暫定弁法』（财会[2010]2 号）第 3 条、『証券資格会計士事務所申請条件の調整に関する通達』（财会[2012]2 号）第 3 条の要求を満たしている必要があります。

『20 号通達』は、上海に本部を置く会計士事務所に上海自由貿易区分所を集中統一管理するよう求めています（第 3 条）。また、上海に分所を置く会計士事務所は、上海分所の責任者が上海自由貿易区分所の責任者を兼任し、上海自由貿易区分所を直接管理しなければならないと規定しています。『20 号通達』はこのほか、会計士事務所の首席パートナーに対し、上海自由貿易区分所における人事、財務、免許営

¹ 『中外合作会計士事務所現地化制度転換方案』（财会[2012]8 号）は、中外合作で設立した会計士事務所に対し、2017 年 12 月 31 日までの過渡期内に特殊普通パートナーシップ制への転換を完成させることを求めています。

業標準、品質コントロール、情報管理の「5 つの統一」管理の実施を書面で承諾することも求めています（第4条）。

『会計士事務所審査・批准および監督暫定弁法』

第23条 分所を設立する会計士事務所は、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 法に基づき設立して3年以上で、内部管理制度が健全であること、
- (2) 登録会計士の数（分所の免許営業する登録会計士を含まない）が50名を下回らないこと、
- (3) 有限責任会計士事務所の前年度末の純資産および職業リスク基金総額が300万人民元を下回らず、パートナーシップ会計士事務所の前年度末の純資産および職業リスク基金総額が150万人民元を下回らないこと、
- (4) 分所設立申請前3年以内に当該会計士事務所およびすでに設立した分所が免許営業行為により行政処罰を受けていないこと。

合併もしくは分割により新設した会計士事務所が分所設立を申請する場合、その設立日は合併もしくは分割前の会計士事務所の設立日を基準とすることができる。

第24条 会計士事務所が設立する分所は、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 分所の責任者が会計士事務所のパートナーもしくは株主であること、
- (2) 少なくとも5名の登録会計士（分所責任者を含む）を有すること、
- (3) 固定の事務場所を有すること。

＊

『20号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳および5ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

財政部
财会[2014]20号
会計士事務所による中国（上海）自由貿易試験区での分所設立
ならびに試行業務展開の支持に関する通達

各省・自治区・直轄市財政庁（局）、深圳市財政委員会：

『中国共産党中央委員会による改革の全面的な深化における若干の重大問題に関する決定』および『国務院による「中国（上海）自由貿易試験区総体方案」の印刷・配布に関する通達』（国発[2013]38号）を真剣に貫徹し、登録会計士業界が機会を捉えて発展を加速させることを促進するため、ここにさらなる拡大開放、会計士事務所による中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）での分所設立の支持に関連する問題について以下のように通知する。

- 一、 パートナシップ制、または特殊普通パートナーシップへの制度転換を完成して1年を満了（財政部門による制度転換批准日から上海自由貿易区での分所設立の書面申請提出日までにより計算する）し、内部統合が一定水準に到達かつオペレーションが安定的な会計士事務所が試行を先行し、上海自由貿易区で1カ所の分所を設立することを支持し、それが「上海自貿試験区」の文字を含む分所名称を使用し、標準名をXX会計士事務所上海自貿試験区分所もしくは上海XX会計士事務所自貿試験区分所とすることを許可する。
- 二、 上海自由貿易区での分所設立は、一時的に省級行政区域を跨ぐ分所設立の審査・批准に基づき手続を行う。会計士事務所が上海自由貿易区に設立する分所は、同時に『会計士事務所審査・批准および監督暫定弁法』（財政部令第24号）第23条、第24条が規定する条件、『会計士事務所分所管理暫定弁法』（财会[2010]2号）第3条が規定する条件、および『財政部、中国证券监督管理委员会による証券資格会計士事務所申請条件の調整に関する通達』（财会[2012]2号）第3条が規定する条件に合致していなければならない。申請資料および審査・批准フローは、上述3件の文書の関連規定を参照して手続を行う。
- 三、 本部を上海市で設立・登記している会計士事務所について、その上海自由貿易区分所は本部が集中統一管理を実施する。本部をその他の省（自治区、直轄市）で設立・登記、かつすでに上海市に分所を設立している会計士事務所について、その上海自由貿易区分所は上海分所が直接管理し、上海自由貿易区分所の責任者は上海分所の責任者が兼任する。本部をその他の省（自治区、直轄市）で設立・登記、かつ本『通達』施の前にまだ上海市に分所を設立していない会計士事務所について、それが上海自由貿易区分所の設立を申請した場合、その上海分所設立の申請を受け付けない。

- 四、 上海自由貿易区に分所を設立予定の会計士事務所は、上海市財政局に申請を提出しなければならない、合わせてそれが法に基づき審査・批准する。元の中外合作会計士事務所は、『登録会計士法』および『中外合作会計士事務所現地化制度転換方案』（财会[2012]8号）の要求に基づき、現地化制度転換過渡期（2017年12月31日以前）に上海自由貿易区分所の設立を申請する場合、同時に財政部および上海市財政局に申請を提出しなければならない、申請資料は上海市財政局が審査した後、財政部に報告して批准される。

会計士事務所は、上海自由貿易区分所の設立を申請する場合、当該会計士事務所の首席パートナーが書面の承諾を提出し、その上海市自由貿易区分所の人事、財務、免許営業標準、品質コントロール、情報管理等の面に対して「5つの統一」管理を実施することを承諾する。当該書面承諾は、首席パートナーが署名確認し、合わせて審査・批准機関がその他の申請資料とともに開示を行う。

- 五、 会計士事務所は、上海自由貿易区での分所設立の機会を捉え、内部ガバナンスおよび品質コントロールを強化しながら、人材バンクおよび業務開拓を強化し、ハイエンド型、総合型、外向型、国際化業務を積極的に展開し、会計士事務所の業務および人材の「海外進出」を促進し、わが国の登録会計士業界の競争力および影響力を絶えず高めなければならない。

- 六、 会計士事務所は、上海自由貿易区分所に対する「5つの統一」管理を強化し、年度報告情報において上海自由貿易区分所の業務展開状況を単独で説明しなければならない、関連要求は財政部の年度報告業務の手配時に別途規定する。

上海自由貿易区での分所設立の名を借りて、あらゆる免許営業チームの免許名義の吸収、許可または「5つの統一」要求に背く散漫な管理の実施を禁止する。上海自由貿易区分所が「5つの統一」要求に背いて管理を実施、業務を展開した場合、期限付きの是正を命令する。是正が力不足の場合、法に基づき分所の許可を撤回する。発見したその他の問題に対し、遅滞なく処理して当部にフィードバックすること。

財政部

2014年4月4日

(中国語原文)

财政部

财会[2014]20号

关于支持会计师事务所在中国（上海）自由贸易试验区设立分所并开展试点工作的通知

各省、自治区、直辖市财政厅（局），深圳市财政委员会：

为了认真贯彻《中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定》和《国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知》（国发〔2013〕38号），促进注册会计师行业抢抓机遇加快发展，现就进一步扩大开放、支持会计师事务所在中国（上海）自由贸易试验区（以下简称上海自贸区）设立分所的有关问题通知如下：

- 一、支持合伙制或者完成特殊普通合伙转制满一年（按自财政部门批准转制日起至提出设立上海自贸区分所的书面申请日止计算）、内部整合到位且运行平稳的会计师事务所先行试点，在上海自贸区设立一家分所，允许其使用含“上海自贸试验区”字样的分所名称，标准用名为XX会计师事务所上海自贸试验区分所或上海XX会计师事务所自贸试验区分所。
- 二、在上海自贸区设立分所暂按跨省级行政区划设立分所审批办理。会计师事务所在上海自贸区设立分所，应当同时具备《会计师事务所审批和监督暂行办法》（财政部令第24号）第二十三条、第二十四条规定的条件、《会计师事务所分所管理暂行办法》（财会〔2010〕2号）第三条规定的条件和《财政部 证监会关于调整证券资格会计师事务所申请条件的通知》（财会〔2012〕2号）第三条规定的条件。申请材料 and 审批流程参照上述三个文件的相关规定办理。
- 三、总所设立登记在上海市的会计师事务所，其上海自贸区分所由总所实施集中统一管理。总所设立登记在其他省（自治区、直辖市）的会计师事务所，且已在上海市设立分所的，其上海自贸区分所由上海分所直接管理，上海自贸区分所负责人由上海分所负责人兼任。总所设立登记在其他省（自治区、直辖市）的会计师事务所，且在本《通知》施行之前尚未在上海市设立分所的，如其申请设立上海自贸区分所，不再接受其设立上海分所的申请。
- 四、拟在上海自贸区设立分所的会计师事务所，应当向上海市财政局提出申请，并由其依法审批。原中外合作会计师事务所依据《注册会计师法》和《中外合作会计师事务所本土化转制方案》（财会〔2012〕8号）要求，在本土化转制过渡期内（2017年12月31日之前）申请设立上海自贸区分所的，应当同时向财政部和上海市财政局提出申请，申请材料由上海市财政局审查后报财政部批准。

会计师事务所申请设立上海自贸区分所的，由该会计师事务所的首席合伙人出具书面承诺，承诺对其上海自贸区分所在人事、财务、执业标准、质量控制、信息管理等方面实施“五统一”管理。

该书面承诺应由首席合伙人签字确认，并由审批机关连同其他申请材料予以公示。

五、 会计师事务所要抓住在上海自贸区设立分所的机遇，一手抓内部治理和质量控制，一手抓人才储备和业务开拓，积极开展高端型、综合型、外向型、国际化业务，促进会计师事务所业务和人才“走出去”，不断提升我国注册会计师行业的竞争力和影响力。

六、 会计师事务所应加强对上海自贸区分所的“五统一”管理，在年度报备信息中单独说明上海自贸区分所的业务开展情况，有关要求由财政部在布置年度报备工作时另行规定。

禁止借在上海自贸区设立分所之名吸收、允许任何执业队伍挂靠执业或实行违背“五统一”要求的松散管理。对于上海自贸区分所违背“五统一”要求实施管理、开展业务的，责令限期整改。整改不力的，依法撤回分所许可。对发现的其他问题，要及时处理并反馈我部。

财政部

2014年4月4日